

⑤色彩チェックリスト【外壁】（__面）

（景観地区／大規模建築物）

※建築物の高さが15mを超える建築物又は建築面積が1,000㎡を超える建築物

○外壁については、落ち着きが感じられ、水や緑等の存在や周辺のまちなみ景観を妨げないように配慮し、下記の色彩基準を基本とすること。

1. ベースカラー（基本色相）について

項目	属性	基準	具体的な内容 （事業者記入）	指導の内容
ベースカラー （基本色相）	色相	R・YR・Y・G・B・ P系ほか		
	明度	6以上		
	彩度	YR系 4以下 R・Y系 3以下 その他 2以下		

※ベースカラーとは、建物の基調となる色

2. サブカラー（補助色相）を使用する場合

項目	基準	具体的な内容 （事業者記入）	指導の内容	
サブカラー （補助色相）	基本色と同一色相とする。 基本色と類似、調和する色とする。 外壁各面で1/3以下の面積とする。	使用面積計 ㎡		
		立面積計 ㎡		%
		色相		
		明度		
		彩度		

※サブカラーとは基本色に対し、補助的に用いるトーンの近い色彩であり、基本色との調和に配慮すること。

3. アクセントカラーを使用する場合

項目	基準	具体的な内容 （事業者記入）	指導の内容
アクセント カラー （強調色）	外壁各面で1/20以下の面積とする。 サブカラーの面積と合計して1/3以下とする。	使用面積計 ㎡	%
		立面積計 ㎡	
		㎡	

※アクセントカラーとは、外壁の表情に変化をつける場合等に用いる強調色をいう。

○ただし、次に掲げるものはこの限りでない。

- ・着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合
- ・市長が、地域の魅力向上につながる施設として認める場合（公共又は公益的施設）又は機能上やむを得ない施設として認める場合
- ・地区計画等において色彩基準を設ける場合

⑥色彩チェックリスト【外壁】（__面）

（景観地区／中規模建築物及び小規模建築物）

※中規模建築物：大規模建築物に該当するものを除き、建築物の高さが10mを超える建築物又は建築面積が300㎡を超える建築物

○外壁については、樹木の緑と調和し、落ち着きが感じられ、水や緑等の存在や周辺のまちなみ景観を妨げないように配慮し、下記の色彩基準を基本とすること。

1. ベースカラー（基本色相）について

項目	属性	基準	具体的な内容 (事業者記入)	指導の内容
ベースカラー (基本色相)	色相	R・YR・Y・G・B・ P系ほか		
	明度	—		
	彩度	YR系 6以下 R・Y系 4以下 その他 2以下		

※ベースカラーとは、建物の基調となる色

2. アクセントカラーを使用する場合

項目	基準	具体的な内容 (事業者記入)	指導の内容
アクセント カラー (強調色)	外壁各面の面積に対し、できる限り小さい範囲で使用するものとし、緑豊かな古墳との調和に配慮しつつ効果的に使用する。	使用面積計 ㎡ 立面積計 ㎡	%

※アクセントカラーとは、外壁の表情に変化をつける場合等に用いる強調色をいう。

○ただし、次に掲げるものはこの限りでない。

- ・着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合
- ・市長が、地域の魅力向上につながる施設として認める場合（公共又は公益的施設）又は機能上やむを得ない施設として認める場合
- ・地区計画等において色彩基準を設ける場合

⑦色彩チェックリスト【屋根】（__面）

（景観地区）

○屋根の色彩は低明度低彩度とするなど、周辺の景観や壁面と調和するものとし、下記の色彩基準を基本とすること。

1. 屋根基本色について

項目	属性	基準	具体的な内容 (事業者記入)	指導の内容
屋根の色彩	色相	R・YR・Y・G・B・ P系ほか		
	明度	6以下		
	彩度	YR系 6以下 R・Y系 4以下 その他 2以下		

○ただし、次に掲げるものはこの限りでない。

- ・着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合
- ・市長が、地域の魅力向上につながる施設として認める場合（公共又は公益的施設）又は機能上やむを得ない施設として認める場合
- ・地区計画等において色彩基準を設ける場合

⑧色彩チェックリスト【門・塀】（__面）

（景観地区）

○門・塀に用いる色彩は、樹木の緑と調和し、落ち着きが感じられ、水や緑等の存在や周辺のまちなみ景観を妨げないように配慮するとともに、建築物の外壁と調和したものとし、下記の色彩基準を基本とすること。

1. 門・塀基本色について

項目	属性	基準	具体的な内容 (事業者記入)	指導の内容
門・塀の色彩	色相	R・YR・Y・G・B・ P系ほか		
	明度	—		
	彩度	YR系 6以下 R・Y系 4以下 その他 2以下		

○ただし、次に掲げるものはこの限りでない。

- ・着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合
- ・市長が、地域の魅力向上につながる施設として認める場合（公共又は公益的施設）又は機能上やむを得ない施設として認める場合
- ・地区計画等において色彩基準を設ける場合